

平成 28 年 第 6 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年6月6日（月） 午前9時00分～午前11時27分
2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
3. 出席委員（35 人）

1 番 片渕久司 委員	2 番 木室徳好 委員	3 番 岩永廣康 委員
4 番 永松英昭 委員	5 番 島ノ江 薫 委員	6 番 渡辺清一 委員
8 番 小野愛子 委員	9 番 溝口一博 委員	10 番 大曲昭太 委員
11 番 川崎 悟 委員	13 番 松尾利助 委員	14 番 中村康則 委員
15 番 吉岡保則 委員	16 番 山口八州男 委員	17 番 稲富正信 委員
18 番 片渕秋正 委員	19 番 山崎春樹 委員	20 番 松尾和義 委員
21 番 角 眞人 委員	22 番 鐘ヶ江善三 委員	23 番 竹下一彦 委員
24 番 中村勝郎 委員	25 番 溝口修一郎 委員	26 番 石田義明 委員
27 番 永石幸人 委員	28 番 内野さよ子 委員	29 番 久原菊恵 委員
30 番 緒方昭久 委員	31 番 井崎陽子 委員	32 番 白武一正 委員
33 番 土井力雄 委員	34 番 小柳眞佐美 委員	35 番 本山法夫 委員
36 番 吉原春樹 委員	37 番 川崎 薫 委員	
4. 欠席委員（2 人）

7 番 木下善明 委員	12 番 山口雪人 委員
-------------	--------------
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (4) 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 - (5) 専決事項の報告及び承認について
 - (6) 平成 28 年白石町農用地利用集積計画（6 号）の承認決定について
 - (7) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
 - (8) 下限面積の設定・公表について
 - (9) 農業委員会促進事務等活動計画について
 - (10) 農地の「非農地」判断について

報告事項	(1) 合意解約の報告
	(2) 農地法第 4 条の規定による届出について
	(3) 農地法第 5 条許可指令書の取消願いについて
	(4) 形状変更届出について

- 業務連絡事項
- (1) 第7回農業委員会総会の日時及び場所
 - (2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	田中進一	農地農政係長	野中和男
農地農政係	三原淳壱	平田宰子			

7. 会議の概要

事務局 皆さんおはようございます。農繁期でお忙しい中にご出席いただきまして、ありがとうございます。

若干定刻を過ぎておりますけども、ただいまより平成28年6月の第6回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局 どうもありがとうございました。

本日、7番の木下善明委員、それから12番の山口雪人委員から欠席の届け出が
あっております。また、29番の久原菊恵委員より若干遅れるとの連絡があつて
おりますので、ご報告をいたします。

出席委員は37名中35名で定足数に達しておりますので、総会は成立して
おります。

以降、議事の進行につきましては、農業委員会会議規則により議長は会長が
務めることになっておりますので、会長をお願いいたします。

議事録署名委員の指名

議長 議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。

23番の竹下一彦委員、24番の中村勝郎委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

1. 農地法第3条の規定による許可申請について 議案番号第108号

議長 「農地法第3条の規定による許可申請について」、議題といたします。

議案番号第108号、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法3条の規定による許可申請について。

議案番号第108号。権利の種類は、使用貸借権の設定。申請農地の表示は、大
字福田字二本松〇〇番、大字福田字郷西〇〇番。面積は田の7,829㎡。貸付人
は、白石町大字福田〇〇番地、郷司給移西の〇〇さん、借受人は、同じく白石町
大字福田〇〇番地、郷司給移西の〇〇さんです。耕作面積は、田の13,379㎡、稼

働力は男1人です。申請の事由としまして、子に対し使用貸借権の設定で、期間が平成28年6月6日より50年間となっております。

子である〇〇さんは、平成27年に認定新規就農者として町の認定を受けられ、規模拡大を図るために、父、〇〇さんの農地を借り受けられるものです。

借受人は、4年間農業に従事されており、これまで同様、全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第108号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
全員賛成と認め、議案番号第108号は当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第109号、議案番号第110号

議長 続きまして、議案番号第109号、議案番号第110号を、関連の議案でございますので、一括して説明を求めます。

事務局 議案番号第109号。権利の種類は、所有権移転（贈与）。申請農地の表示は、大字牛屋字木森搦〇〇番、田の2,129㎡。譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地、日登の〇〇さん、譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地、干拓の〇〇さん。耕作面積は、田の5,525㎡、稼働力は、男2人、女1人。

同じく議案番号第110号。権利の種類は貸借権設定。申請農地の表示が大字新拓〇〇番、田の1,490㎡。貸付人は、白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さん、借受人、白石町大字牛屋〇〇番地、干拓の〇〇さんです。耕作面積は、田の5,525㎡、稼働力は、男2人、女1人です。

これにつきましては、借受人、貸付人、双方の要望によりまして、期間が平成28年6月6日から平成33年5月31日となっております。

今回議案番号第109号につきましては、兄である〇〇さんの要望によりまして、〇〇さんへ贈与をされるものです。

議案番号第110号につきましては、関連でございますけれども、〇〇さんが議案番号第109号で譲受を受ける農地とあわせまして、この分は借りて耕作をされていくための使用賃借権の設定でございます。

〇〇さんにつきましては、60年間農業に従事をされておりました、これまで同様、全ての農地の適正な利用が認められまして、機械、労働力、技術、通作距離、地域との関係も問題なく、農地法3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断いたしましたものです。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。
地元の農業委員として、4月27日に事務局と現地確認を行いました。
事務局より説明がありましたが、申請人のご兄弟でありまして、今回弟の〇〇さんに贈与をなされるものであります。
なお、〇〇さんの弟さんの農地については、現在まで期間借地で借られてタマネギを作付されておられたということでありまして、このうちの新拓の農地について、今回の贈与の申請とあわせて貸借契約を結ばれるものであります。譲受人は、今日まで長年にわたり農業に従事されており、今回の申請については、農地の効率的利用等の農地法上何ら問題はないと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。
議案番号第109号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
全員賛成と認め、議案番号第109号は当委員会にて許可することに決定をいたします。
続きまして、議案番号第110号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第110号は当委員会で許可することに決定をいたします。

2. 農地法第4条の規定による許可申請について
議案番号第111号

議長 続きまして、「農地法第4条の規定による許可申請について」、議題といたします。

議案番号第111号、事務局の説明を求めます。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請について。

議案番号第111号。申請農地の表示は、大字福富字南廿治〇〇番、畑の201㎡、同じく大字福富字南廿治〇〇番、畑の77㎡、大字福富字南廿治〇〇番、畑の146㎡、大字福富字南廿治〇〇番、田の585㎡。申請者は、白石町大字福富〇〇番地、〇〇さん。

転用目的としまして、宅地進入路、庭、農舎及び資材置き場。転用の事由は、現在農業と大工を営んでいるが、今後タマネギの規模拡大を計画する中で、収益性を考え、一部コンテナによる一時貯蔵を予定しており、パレットなどを含めた置き場、管理機の農業機械、大工の角材、廃材置き場として、また圃場整備により畑として換地されていた宅地進入路及び以前に拡幅していた庭、農舎について申請をしたいということで始末書が添付されております。

事業または施設の概要。宅地進入路201㎡、農舎60㎡、コンテナ・農業等資材置き場206㎡、木材・建材置き場48㎡、庭77㎡、通路・その他417㎡。位置及び影響等、東が田、西が田・宅地、南が農道、北が田。面積の検討は適当。

その他参考事項としまして、農振除外が平成15年7月23日に決定公告されておりますものが畑の部分に係るものです。それから、平成27年9月8日に除外されたものが一番下の田の分でございます。

議案位置図につきましては、3ページから5ページのほうをご参照ください。

特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、農地区分は第1種農地で、原則不許可となっておりますけれども、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断いたしております。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。

当案件につきましては、平成27年12月総会において、農地法5条の使用貸借として審議し、県に進達をしておりましたけども、県の常任会議前に貸付人である父親が死亡されたため、申請を取り下げられておりました。今回、追加許可として相続権利者の〇〇さんが申請をされるものです。

以上、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについては地元委員のほうの説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として、5月27日に事務局と再度現地確認を行いました。

本件につきましては、さっき事務局からも話があったとおり、昨年12月の総会で農地法第5条で申請された案件として審議いただき、結果、許可相当として県に進達されたものであり、県の許可前に父親が亡くなられ、県の指導により許可の申請の取り下げをされたという経緯があります。

今回、申請地の〇〇番については、平成6年に圃場整備で畑で換地されております。それから、〇〇番については、平成11年ごろに宅地拡張にあつて造成です。それから、〇〇番についても、同じく11年ごろより農舎として利用されている状況です。それから、〇〇番については、今回農機、コンテナ、建材、廃材の置き場として申請されておられます。

事業の内容から、周辺農地に与える影響等はないと判断され、今回の転用申請については、やむを得ないと判断されます。

また、無断で造成されていることについては十分指導をしておりますので、ご審議の程、よろしくお願ひをいたします。

議長 ありがとうございます。

地元委員の補足説明が終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第111号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第111号は知事に進達することに決定をいたします。

3. 農地法第5条の規定による許可申請について
議案番号第112号

議長 続きまして、「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。

議案番号112号、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号第112号。
位置図につきましては、6ページから8ページのほうになります。

権利の種類は、所有権移転の売買です。申請農地の表示は、大字福吉字本松〇〇番、田の782㎡。譲渡人は、白石町大字福吉〇〇番地、〇〇さん、譲受人は、白石町大字福吉〇〇番地、〇〇さん。転用目的につきましては、貸し駐車場及び貸し農業用資材置き場。

転用の事由は、自宅周りに自己所有地が少なく、農業機械、作業員用駐車場や農作物の出荷作業ヤードを確保するため、近隣の用地を借用したり、農協の倉庫を借りたりしてきたが、自宅前で耕作されていた農業者より、離農するので農地を譲渡してよいという打診があったことから、今回この田を譲り受け、駐車場と農作業用資材置き場として整備し、活用する計画を行った。

事業または施設の概要は、作業員等駐車場160㎡、作業用トラック駐車場163.45㎡、農業機械駐車場161㎡、資材置き場・作業ヤード297.55㎡。位置及び影響等。東が宅地・水路、西が宅地・畑、南が水路、北が町道。面積の検討は適当。

その他参考事項としまして、農振除外地でございます。平成26年12月4日に見直しの決定公告が行われております。

当申請地は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、農地区分は第1種農地です。原則転用は不許可ですが、申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続しているものと判断いたしました。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておることから、申請は妥当と判断して受理をいたしております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについての地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。
地元農業委員として、5月31日に事務局と現地確認を行いました。
申請人は、現在、米、麦、レンコンを中心に約25haの農地を耕作されておりますが、かねてより農機具収納や農機具スペースの確保に苦慮されておられました。今回、申請地を購入し、駐車場並びに資材置き場等として整備を行い、自身が経営する法人へ貸し付けを行うとの計画ですが、面積も適当で、周辺農地への影響もないことから、転用はやむを得ないと判断されます。ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
地元委員の補足説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。
議案番号第112号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
これも全員賛成と認め、議案番号第112号は知事に進達することに決定をいたします。

4. 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議案番号第113号

議長 続きまして、「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」、議題といたします。
議案番号第113号、事務局に説明を求めます。

事務局 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、議案番号第113号。
位置図につきましては9から11ページをごらんください。
権利の種類は、所有権移転の売買。申請農地の表示は、大字福富字中直江〇〇番、田の709㎡、大字福富字中直江〇〇番、330.01㎡合計の1039.01㎡。申請者

は、佐賀市天神〇〇丁目〇〇番、〇〇さん。転用目的は、条件付分譲住宅。

転用の事由。当初3区画での分譲を計画し、平成27年1月に転用許可を受けていたが、そのうち3区画のうち、狭い区画で設定していた2区画が敷地が狭いことを理由に売買が進まなかったため、その2区画を1区画にまとめ、合計2区画分の分譲計画に変更したい。

変更前の事業。住宅142.07㎡、住宅112.92㎡、住宅112.92㎡、カーポート3基132㎡、通路・その他544.09㎡。変更後の事業は、住宅709㎡、同じく住宅330.01㎡。位置及び影響等。東が宅地、西が町道、南が宅地、北が町道。面積の検討は適当。その他参考事項としまして、農振除外地であります。

この案件につきましては、平成27年1月28日付で農地法第5条に基づく許可となっております。県の許可番号は、佐賀県指令26農漁第5の4523号です。

農地区分は第3種農地で、水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつおおむね500m以内に2以上の医療施設がありますので、許可し得ると判断いたしました。医療施設は、〇〇と〇〇です。

周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。

議案番号第113号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第113号は当委員会で承認し、県に進達することに決定をいたします。

5. 専決事項の報告及び承認について
議案番号第114号～議案番号第118号

議長 続きまして、「専決事項の報告及び承認について」、議題といたします。
議案番号第114号から議案番号第118号まで一括で説明をし、一括で採決をとり

ます。

事務局に説明を求めます。

事務局 専決事項の報告及び承認について。白石町農業委員会業務規則第2条の規定により、あっせん委員を指名したので報告し、承認を求める。

議案番号第114号。申請農地の表示は、大字今泉字網代〇〇番、〇〇番。面積が、田の7,020㎡。農振農用地区域内でございます。あっせん申出人は、白石町大字今泉〇〇番地、網代の〇〇さん。あっせん委員は、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員。

議案位置図につきましては、12ページになります。

同じく議案番号第115番。申請農地の表示は、大字福富下分字興福二区〇〇番。田の5,547㎡。農振農用地区域内です。あっせん申出人は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さん。あっせん委員は、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員。

議案位置図は13ページになります。

議案番号第116号。申出農地の表示は、大字八平字八平〇〇番、畑の4,402㎡、農振農用地区域内です。あっせん申出人は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さん。あっせん委員は、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員。

議案位置図は14ページになります。

議案番号第117号。申出農地は、大字田野上字五本榎〇〇番、〇〇番、田の6,559㎡、農振農用地区域内です。あっせん申出人は、白石町大字田野上〇〇番地、島津の〇〇さん。あっせん委員は、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員。

あっせん委員の〇番〇〇委員につきましては、5月の総会で〇番〇〇委員を指名しておりましたが、今回都合により〇番の〇〇委員と交代をされております。

議案番号第118号。申出農地は、大字福富字東観音〇〇番、〇〇番。この2筆が田でございまして、9,498㎡。〇〇番、〇〇番の2筆は畑で、101㎡になります。あっせん申出人は、秋田県南秋田郡大瀧村字西〇〇丁目〇〇番地、秋田県の〇〇さん。あっせん委員が〇番〇〇委員、〇番〇〇委員です。

田につきましては、4月に〇番の〇〇委員、それから〇番〇〇委員で決まっておりましたけども、あっせん申出者及び借り受け希望者が双方とも両委員と縁戚関係に当たるとして辞退をされたため、〇番の〇〇委員、それから〇番の〇〇委員と交代をされるものです。

また、畑につきましては、今回のあっせん申出をされましたので、あわせてあっせん委員の指名を行うものです。

専決事項で行うあっせん委員の指名については、白石町農業委員会規則業務規則第2条に規定されており、規定に基づき指名の報告をいたしまして、承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。
議案番号第114号から議案番号第118号まで、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
全員賛成と認め、議案番号第114号から議案番号第118号までは当委員会で承認することに決定をいたします。

6. 平成28年白石町農用地利用集積計画（6号）の承認決定について
議案番号第119号

議長 続きまして、議案番号第119号「平成28年白石町農用地利用集積計画（6号）の承認決定について」、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第119号の農用地利用集積計画（6号）について説明いたします。
初めに、所有権移転関係でございます。
今回は6件となっております。
整理番号1番から読み上げさせていただきます。
整理番号1番、買い手は東郷移の〇〇さん、売り手は網代の〇〇さん。土地の表示は、大字今泉字網代〇〇番、同じく〇〇番、田の2筆で、7,020㎡。利用目的は米・麦。所有権の移転時期が平成28年6月7日、支払期限は平成28年8月31日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円、支払方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積が38,161㎡。認定新規就農者です。
整理番号2番。買い手は八の割の〇〇さん。売り手は遠江下の〇〇さん。土地の表示。大字遠江字遠江搦〇〇番、田の1筆、面積は4,586㎡。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成28年6月7日、支払い期限は平成28年10月31日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は69,846㎡。認定農業者です。
整理番号3番。買い手は南区の〇〇さん。売り手は東区の〇〇さん。土地の表示は大字福富下分字興福二区〇〇番、田の1筆、面積は5,547㎡。利用目的は

米・タマネギ。所有権の移転時期は平成28年6月7日、支払い期限は平成28年9月30日。10a当たりの対価が〇〇円、総額で〇〇円。支払い方法は佐賀共栄銀行へ振り込み。取得後の経営面積は118,537㎡。認定農業者です。

整理番号4番。買い手は南区の〇〇さん。売り手は東区の〇〇さん。土地の表示は大字八平字八平〇〇番、畑の1筆、4,402㎡。利用目的はタマネギ。所有権の移転時期は平成28年6月7日、支払い期限は平成28年9月30日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積が118,537㎡。認定農業者です。

整理番号5番。買い手は南区の〇〇さん。売り手は秋田県の〇〇さん。土地の表示は大字福富字東観音〇〇番、同じく〇〇番の、田の2筆、〇〇番、同じく〇〇番、畑の2筆、面積は合わせて9,598㎡。利用目的は、田がレンコン、畑は蔬菜。所有権の移転時期は平成28年6月7日、支払い期限は平成28年10月31日。10a当たりの対価は、田が〇〇円、総額で〇〇円。畑が10a当たりの対価が〇〇円、総額で〇〇円。支払い方法は、どちらも秋田銀行への振り込み。取得後の経営面積は59,101㎡。認定農業者です。

整理番号6番。買い手は下田野上の〇〇さん。売り手は島津の〇〇さん。土地の表示は、大字田野上字五本榎〇〇番、同じく〇〇番、田の2筆、面積は6,559㎡。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成28年6月7日、支払い期限は平成28年8月31日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積が72,255㎡。認定農業者です。

次に、利用権設定関係でございます。

2ページから12ページにかけて111件の計画が提出され、利用権の種類は、賃借権が140件、使用貸借が3件となっております。そのうち新規が38件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが13件で、再設定は103件でした。また、農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定されるものは57件です。

今回の利用権の総面積は636,241㎡です。

今回利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは7件、個人によるものが134件となっております。

今回の計画の中で、未相続農地は34件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たすものとして、141件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局から説明が終わりました。

これについては、議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員はしばらく退席をお願いいたします。

(〇番 〇〇委員 退席)

議長 そして、所有権移転関係と利用権設定関係と2つに分けて採決をとります。
まず、所有権のところ質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決をとります。
議案番号第119号の所有権移転に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
全員賛成と認め、議案番号第119号の所有権移転については当委員会で承認することに決定をいたします。

(○番 ○○委員 着席)

議長 次に、利用権設定関係で○番の○○委員、○番○○委員、○番の○○委員、○番の○○委員、○番の○○委員はそれぞれの整理番号のところで発言を控えていただきます。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。
議案番号第119号の利用権設定に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
これも全員賛成と認め、議案番号第119号の利用権設定は当委員会で承認することに決定をいたします。

7. 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

議案番号第125号～議案番号第130号

議長 続きます、「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」、議案番号第125号から議案番号第130号まで一括して説明を求めます。

事務局 それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、まず農地の売り渡し希望です。

議案番号第120号。申出農地の表示は、大字遠江字八平〇〇番、畑の3,084㎡。農振農用地区域内。あっせん申出人は、白石町大字福田〇〇番地、郷司給移西の〇〇さん。

議案番号第121号。申出農地は、大字東郷字四本楠〇〇番、田の271㎡、大字東郷字四本楠〇〇番、田の2,554㎡、同じく大字東郷字新川搦〇〇番、田の953㎡。全て農振農用地区域内です。あっせん申出人は、白石町大字東郷〇〇番地、東郷移の〇〇さん。

議案番号第122号。申出農地は、大字新拓〇〇番、田の4,986㎡。農振農用地区域内。あっせん申出人は、白石町大字東郷〇〇番地、中郷北の〇〇さん。

議案番号第123号。申出農地は、大字八平字八平〇〇番、畑の3,915㎡。農振農用地区域内です。あっせん申出人は、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さん。

議案番号第124号。申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑の2954㎡。農振農用地区域内。あっせん申出人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さん。

議案番号第125号。申出農地は、大字福富字北緑郷〇〇番、田の2,434㎡。農振農用地区域内。あっせん申出人は、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さん。

議案番号第126号。大字八平字八平〇〇番、同じく大字八平字八平〇〇番、両筆とも畑の2,567㎡と2,778㎡です。農振農用地区域内。あっせん申出人は、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さん。

議案番号第127号。申出農地は、大字深浦字大搦〇〇番、田の2,380㎡。農振農用地区域内。あっせん申出人は、白石町大字深浦〇〇番地、深浦西分の〇〇さん。

議案番号第128号。申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑の5,215㎡。農振農用地区域内。あっせん申出人は、小城市芦刈町三王崎〇〇番地、小城市の〇〇さん。

議案番号第129号。申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑の2,023㎡。同じく大字八平字新開〇〇番、畑の2,018㎡。両筆とも農振農用地域内です。あっせん申出人は、小城市芦刈町三王崎〇〇番地、小城市の〇〇さん。

議案番号第130号。申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑の4,475㎡。農振農用地区域内です。あっせん申出人は、小城市芦刈町三王崎〇〇番地、小城市の〇〇さん。

○さんです。

以上、議案第120号から議案第130号まで11件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定めてありますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
あっせん委員の選任をお願いいたします。
議案番号第120号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。
議案番号第121号。

○番 ○番と○番。

議長 3つともですね。

○番 はい。

議長 ○番と○番。
議案番号第122号。

○番 ○番私とこっち。通し番号の○、○。

議長 はい。
議案番号第123号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。
それから、議案番号第124号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。
議案番号第125号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。
それから、議案番号第126号。

○番 ○番と○番。

議長 2つともですね。

○番 はい。

議長 それから、議案番号第127号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。
それから、議案番号第128号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。
議案番号第129号。

○番 一緒にいい。

議長 一緒ですか。

○番 はい。

議長 それから、議案番号第130号。

○番 それも一緒。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第120号、○番○○委員と○番○○委員。
議案番号第121号、○番○○委員と○番○○委員、3つともですね。
それから、議案番号第122号、○番○○委員と○番○○委員。
議案番号第123号、○番○○委員と○番○○委員。

議案番号第124号、○番○○委員と○番○○委員。
議案番号第125号、○番○○委員と○番○○委員。
議案番号第126号、○番○○委員と○番○○委員。2つともですね。
それから、議案番号第127号は○番○○委員と○番○○委員。
議案番号第128号が○番○○委員と○番○○委員。
議案番号第129号が○番○○委員と○番○○委員。2つともですね。
それから、議案番号第130号、○番○○委員と○番○○委員。
それでは、事務局の担当をさせていただきます。

事務局 事務局の担当を言います。

議案番号第120号が○○、議案番号第121号が○○、議案番号第122号も○○です。議案番号第123号が○○、議案番号第124号を○○、議案番号第125号が○○、それから議案番号第126号は○○、議案番号第127号が○○、議案番号第128号が○○、それから議案番号第129号、議案番号第130号が○○でございます。

議長 それでは、選任された方よろしく願いいたします。

議案番号第131号

議長 続きまして、農地の貸付希望で議案番号第131号、事務局の説明を求めます。

事務局 同じく農地の貸付希望。

議案番号第131号、位置図は28ページをごらんください。

申出農地の表示、所在地番ですが、大字八平字八平○○番、畑の3,257㎡。農振農用地区域内です。あっせん申出人、白石町大字福富○○番地、中区の○○さんです。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについてあっせん委員2名の選任をお願いします。

○番 ○番と○番。

議長 それでは確認をいたします。

議案番号第131号、農地の貸付希望は、○番○○委員と○番○○委員です。
よろしく願いします。

議案番号第132号

議長 続きまして、農地の借り、買い受け希望について、議案番号第132号、事務局の説明を求めます。

事務局 農地の借受、買受希望。

議案番号第132号、希望農地の条件としまして、北有明、南有明、有明干拓、福富地域で、作付作物の予定がレンコン、タマネギとなっております。1区画30a以上で、合計1ha希望です。借り受け、または買い受け、どちらでもよいということです。あっせん申出人、白石町大字遠江〇〇番地、新観音の〇〇さんです。経営規模拡大のために農地を求めておられるものです。よろしく願いいたします。

議長 これについてもあっせん委員2名の選任をお願いしますが、これは私と〇番でお願いします。

〇番 〇番でしょう。

議長 確認します。
〇番〇〇委員と〇番〇〇委員です。
それでは、よろしく願いします。

8. 下限面積の設定・公表について

議案番号第133号

議長 続きまして、議案番号第133号「下限面積の設定・公表について」、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 資料としましては、今お持ちの資料の最後から2枚のほうが下限面積の資料になります。

それでは、説明させていただきます。

議案番号第133号、下限面積（別段面積）の設定、公表についてです。

農地法第3条第2項第5号に規定されている下限面積、これは50aということになっております。これにつきましては平成21年12月施行の農地法改正によりまして——資料のほうは今お持ちの資料ですよ。議案が入っている資料の最後の後ろのほうについております。一番最後から2枚。

議長 議案書の最後。

事務局 議案書一番最後のほうに2ページ入っております。

議案番号をそれに入れておりませんすみません。議案番号第133号です。今さっき議案書がありました議案書のこれの一番最後から2ページです。

それでは議案番号第133号、下限面積（別段面積）の設定、公表について説明させていただきます。

農地法第3条第2項第5号に認定されている下限面積、これは50aということになっております。これにつきましては平成21年12月施行の農地法の改正によりまして、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従って、市町村の区域の全部または一部について、この面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積の下限の面積として設定できることになっております。

また、この下限面積につきましては、農業委員会は毎年設定または修正の必要性について審議するということになっております。このため、今年度の下限面積（別段面積）の設定または修正の必要についてここに示しておりますとおり、現行の下限面積は50aの変更は行わないということで提案をいたします。

理由につきましては、白石町では経営面積50a未満の農家が全体の19%となっておりまして、農地法施行規則第17条第1項第3号で定める基準の40%を大きく下回っていること、また現状では農地の利用集積も進んでおりまして、担い手の経営規模は少しずつ拡大しております。農地の利用状況調査の結果、管内の遊休農地は0.1%以下となっておりまして、農地の保有現状及び利用の状況から、現段階では必要でないかということ判断しております。

その資料としまして、次のページにつけさせていただいております。

農地基本台帳集計の結果でございますけれども、平成28年5月の段階で、10aから50a未満の農家が523戸、全体で2,765戸になっておりますが、そのうちの19%という割合になっております。

遊休農地につきましては、管内の農地面積が5,915ha、遊休農地の面積が0.4haとなりまして、割合的には0.1%以下となっております。

以上のことから、白石町では、下限面積につきまして、これまでどおり50aで変更は行わないでよいのかという提案をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて何かご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○ですけど、去年から新規就農者ということで町が行っております事業の中で新規就農者の方とお話をする機会がありまして、そのときに本当に新規

でやられて、米、麦の場合で考えたら、それは5反以上ないといけないということはわかるんですけど、野菜、ハウスで農業の新規就農っていうハウスだけの面積で考えると、5反じゃなくても農業者としてやっていける面積ではないかなと思って、新規就農で取り込まれる方のことを考慮して、あるいは野菜とかハウスなんかだけで考えると、5反という面積は、米麦だけで考える場合と、また新たに新規就農を町が進めている事業とか、そういう趣旨に乗って考える場合、野菜とかを中心に考えると、面積5反というのはちょっとどうかなあって思うところがあります。

以上です。

事務局 先ほどのご質問どうもありがとうございます。

3月の農業委員会と申しますけれども、総会の後に幹事さんに寄っていただきまして、今のような考え方なり取り組みについて、ちょっと事務局のほうから話をさせていただいております。

それで、そのとき、6月ぐらいをめどに今の事務局の話は話として、その特別扱いとして要項等つくって、そういう新規就農者並びに空き家対策、そういうところも見ながら、特例として別段の設定をしていこうという話はあるところで、今近隣町もしくはほかのそういう特段の下限面積を設定されているところを情報収集しながら検討をいたしております。

それで、今回本日の総会に素案でもということ考えていましたけれども、やっぱり農業委員会として例えば3反、それ以下、空き家対策にしましてはそれ以下の面積を設定するとか、農業委員会としても非常に重いといいますか、そういう内容でございまして、もう少し事務局のほうで検討をさせていただきたいと。

先ほどおっしゃいました新規就農者の方、これ農業振興課のほうで認定の審査会を開催をされて、認定というのをされておりますけれども、そういう中でどういう認定計画、例えば全くゼロの方が新規にされて、取り込まれて、出発点が例えば3反ぐらいと。そういったことは計画でございますので、そういう計画は農業振興課のほうの担当と話をしながら、どういう形がいいか含めて、そういうところで今検討を改めてさせていただきたいと思っております。

あと、空き家対策に係る面積、それはあつてこられて、畑なり付いている場合がございます。そういうところは、今だったら取得できません。そういうことで、その空き家対策という政策的なところで、別にまたそういう対策として農地の取得がどのような形でできるのか、そして下限面積を特に設定をするなどとあわせて、改めて検討をさせていただいております。

あと、大町とか武雄市、そちらのほうで空き家対策として下限面積の検討を行っているという問題をして話も伺っておりますので、連携とりながら進めていきます。

それで、今ご質問ありました新規就農については、今後検討をいただきまし

て、できましたら次回そういうご説明をさせていただけたらなということで今進めてます。

以上です。

議長 ○番委員さん、いいですか。

○番 はい、いいです。

議長 ほかにございませんか。

事務局 下限面積の件でございますけども、ハウス栽培のみでされる方につきましては、50a以下でも内容を確認いたしまして、それは許可をいたしております。いきなりハウスを50aしてくださいと言っても無理な話でございますので、そこは考慮をさせていただいております。

関連ですが、新規就農者の支援策として青年就農給付金事業がございます。これは国の事業ですので要件がございます。給付金をもらう場合は親の土地とかを使ってはだめ、それからどうしても親の土地を借り受ける場合は全体の30%以下で、それから5年後の就農をするときには必ず相続をする、名義を変更するというような厳しい条件もございます。今新しく就農される方が20代で就農されるとして、親がまだ50代から60代になってもまだ年金ももらっておられないというぐらいの年代の方ですので、果たして5年後にこの息子に、娘に土地を相続させるっていうのができるかっていうと、非常に厳しいと思いますので、その辺も考慮しながら、担当者のほうが検討をいたしております。

それから、塾生の対応につきましては、昨年からは農業委員さんの皆さんにも土地の確保やいろいろとご足労をおかけしております。

皆さんも委員会の折に気づかれておられると思いますけども、レンコン田を探される方が非常に多くて、塾生につきましても4人のうち2人が当初レンコンをしたいということで農地を探しておられました。ご存じのとおり、なかなか農地が見つからずにおりましたけども、何とかお一人は農地の確保ができております。もう一人の方は、レンコンはちょっと体力的に厳しいということでやめられて、別の作物ということでレタスをしたいというふうな希望を持たれまして、今6反ほどの田んぼを借りることができましたので、契約をしてレタス栽培をしようということでされております。一人の方は、小ネギのハウスを来年度から事業を使ってされる予定です。一人は、イチゴのハウスをもう既に建てておりました。今年の秋口から定植をして出荷をしようかなあというふうな計画をされております。

いずれにしましても、農地の確保につきましては、農業委員の皆さんに今からもご相談をしたいと思います。農業塾につきましても、来年29年からまた2期生が

入る予定で今のところ事業を進められておりますので、そのときはまた農業委員さんの皆さんにお願いをする点が多々あるかと思えます。

土地の売り買いにつきましては、農業委員会だよりのほうで、年2回、いろんな情報を流しておりますけども、皆さん自分の身にならないと、なかなか売れないとか、いろいろな条件があるとか、そういったことがなかなか理解をしていただけませんので、相談を受けられたときに、ご心痛かと思えますけども、今までどおりの対応を事務局のほうからお願いをしたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長 ほかにご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、ないようですので、採決に移ります。
議案番号第133号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第133号は当委員会で承認することに決定をいたします。

続きまして、議案番号第134号、議案番号第135号になっておりますけれども、暫時休憩して説明をいたします。

(10時17分 休憩)

(10時36分 再開)

議長 それでは、再開をいたします。

9. 農業委員会促進事務等活動計画について

議案番号第134号

議長 それでは、議案番号第134号、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案番号第134号農業委員会促進事務等活動計画について説明をいたします。

1 ページ目から 9 ページまでが平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の

点検強化でございます。それと、11ページ以降13ページが本年度平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。

それでは、簡単に1ページからずっと項目ごとに読み上げていきたいと思しますので、まず1ページ目、法令事務に関する点検でございます。

1、総会等の開催及び議事録の作成、その開催日、公開である旨の周知状況でございます。周知を行っております。町ホームページ、委員会だよりによる周知でございます。

それと、総会等の議事録の作成を行っていると。約4週間程度かかっている状況でございます。

それと、議事録の内容でございますけれども、詳細なものを作成、農業委員会議事録については詳細議事録でございますので、詳細なものを作成をいたしております。

それと、議事録の公表でございます。公表は行っております。事務局で縦覧対応をしております。

それと、2ページ目をごらんいただきたいと思っております。

事務に関する点検、農地法第3条に基づく許可事務、1年間の処理件数でございますけれども54件、うち許可54件、不許可はございません。

事実関係の確認、それからその下の総会等での審議、それからその下のほう、申請者への審議結果の通知、審議結果の公表、処理期間でございますけれども、申請者から申請内容等を聞き取るとともに、農地基本台帳及び地図情報をもとに状況確認を行っております。

それと、下のほう、総会等での審議でございますけれども、申請区分により審議、申請の事由等を口頭で詳細を説明し、担当地区の農業委員さんのほうより現地確認後の地元の説明をいただいているところでございます。

許可件数は54件です。

審議結果の公表につきましては、総会后、議事録を作成し、公表を行っております。

処理期間でございますけれども、申請書受理から30日、平均25日程度ということになっております。

その下のほう、農地転用に関する事務でございます。

1年間の事務処理46件。

事実関係の確認でございますけれども、これも申請者より申請内容を聞き取るとともに、農地基本台帳及び地図情報、現地写真等の資料をもとに状況確認を行っております。

総会等での審議でございます。

申請一件一件ごとに審議。地図の表示を行い、審査基準に適合するか項目ごとに区分し、実施をしております。また、判断の根拠を明確にし、担当地区農業委員さんより現地確認後の説明をいただいているところでございます。

それから、審議結果の公表、総会後の議事録を作成し、縦覧に供している。

受理期間でございますけども、3条と同様に申請から30日、平均25日の事務でございます。

続きまして、3ページでございます。

農業生産法人からの報告状況でございます。管内農業生産法人10法人いらっしゃいまして、各法人さんから報告をいただいている状況です。これも農地法のほうに規定ございまして、毎年ご報告をいただくようになっています。

それと、情報の提供でございます。これも農地法の52条に規定ございます。賃借料情報の調査・提供。この調査に当たりましては、貸し借りの件数といいますか、貸し借りの内容を一件一件見て実施をいたしております。大体公表は27年4月、現在公表を行っております。農業委員会だより、それから農業委員会のホームページのほうに掲載をいたしております。

農地の権利移動等の状況把握でございますけれども、これも同様に貸借件数を調査して、状況を把握を行っているところです。

それと、その下のほうが農地基本台帳の整備。整備対象農地面積5,907ha、これは4月1日現在のシステムから出しました農地、白石町の田畑の合計でございます。

それから、システム整備は台帳システムがございまして、システムで管理を行っている状況です。

4ページでございます。

農業者の方からの意見欄ということで、現在意見いただいておりますので、ここはなしということでした。

それと、5ページ目でございます。

法令事務に関する評価（遊休農地に関する評価）。

まず、現状及び課題でございます。管内農地面積5,907ha、遊休農地面積、これは国のほうに報告をさせていただいておりますところ。場所は、〇〇地区にお一人さん、2筆ございます。そこを従来から掲載されておりましたので、これにつきましてはちょっと現在も国のほうにはこの方の分については報告をさせていただきます。遊休農地の割合でございますけれども、0.1%ですね。

それと、すみません、これ26となっておりますけれども、申しわけございません、平成27年度の目標及び実績でございます。

実績として2.7ha、これにつきましては〇〇地区にございました。それで、地元農業者さんはもとより、関係者の方で昨年8月から9月にかけて、農業委員さん骨折っていただきまして、おかげさまで現在、すばらしい農地に復旧をいたしております。約2.7haございました。

それと、その下のほうが、農地パトロールの活動と実績でございますけれども、実績、下のほうですけれども、7月から8月、それと2月から3月において農地パトロールの実施をしていただきました。

それと、調査方法ですけれども、地区ごとに調査班、5班でございますけれども、編成をしていただきまして、もう各班で日程を決めていただきまして、調査を行っていただいたところです。どうもありがとうございました。

次に6ページのほうをお願いいたします。

認定農業者等担い手の育成、確保でございます。本年3月末現在で農家数1,991戸、これは農林のセンサスの統計数値でございます、実際集落営農組織がございまして、そこに加入されている方の関係で統計の方法が今回非常に違っております、以前と。それで、従来までは販売農家約3,000戸程度ございました。販売農家としてセンサスに上がっております。前回のセンサスからその調査方法が変わっております、集落営農に加入している方は1としてカウントするとか、何かそういう話になって、なかなか実態には合っていない、実態の農家数に合っていないということで、県のほうにもかなり話ししました。センサスの数字を上げてくださいということで、約1,991戸。実態は、その前までは販売農家3,000弱ございましたので、実態は農家数はそういう実態です。

それと、そのうち専業の方々が969戸、それから生産法人が10法人でございます。それと、認定農業者、3月末で620経営体でございます。それと、特定農業団体が10団体でございます。

その下のほうが目標、実績、これも申しわけございません、27年度の目標及び実績でございます。目標10に対して実績が21経営体、新規に昨年は21経営体の方が新規に認定になっております。

それと、特定農業団体はございません。

次、その下のほうが認定農家等に係る活動と実績でございますけれども、もちろん関係機関と連携をしながら、及び委員会だより等で啓発をしながら推進を行っていたというところで書かせていただきました。

次、8ページ目をごらんいただきたいと思います。8ページ目でございます。担い手の農地の利用集積状況でございます。

管内農地面積5,906ha、それとこれまでの集積面積1,798haでございます。

利用権設定でございますけれども、30.4%の集積率となっております。

その下のほうが27年度の実績でございますけれども、目標50haに対して新規の貸し借りが87haとなっております。

次、その下のほうの活動計画、実績でございますけれども、これにつきましても関係機関と連携を図りながら、今後とも利用調整を図っていくということで記載をさせていただきました。

続きまして、9ページでございますけれども、違反転用への適切な対応ということで、管内違反転用面積ゼロということで書いております。これは4月も話をさせていただきましたけれども、いろいろと申請が参りますと、追認許可がかなりございます。それで、地域のほうで何か造成等されていらっしゃる場合につきましては、一声、議案に上がっていないところがあった場合は、農地転用について

てご指導をお願いをいたします。よろしく申し上げます。

それと、違反転用に係ります活動なり、実績でございますけれども、この農地パトロールにつきましては、実施要領で当然遊休農地とあわせて違反転用の是正指導ということの目的となっております。そういうところで農地パトロールなり、地域のほうで、先ほど申しましたように、何か造成等されている場合は、適時指導をお願いするということで書かせていただきました。

続きまして、11ページでございます。

本年度の28年度の目標及びその達成に向けた活動計画ということで、上のほうが農業委員会の状況でございますけれども、農家、農地等の状況につきましては、総農家数1,991、これはセンサスの数字でございますけれども、自給的農家数38戸、次に販売農家数が1,953戸、主業農家数969戸、準主業農家数314戸、副業的農家数584戸、それとその右のほうの農業就業者数でございますけれども3,906人、うち女性の方が2,022人、40代以下の方が344人、これもセンサスの統計資料でございます。

それと、その右のほう、認定農業者620経営体、基本構想水準到達者86経営体、認定新規就農者22経営体でございます。それと、集落営農でございますけれども68組織。内訳ですが、特定農業団体が10組織と集落営農組織が58組織となっております。

それと、その下のほうでございますけれども、一番左のほう、経営耕地面積、遊休農地面積、いろいろ数字が出てきます。それで、一番の基本は農地台帳面積かと思っておりますので、一番下のほうの農地台帳面積が田が5,214ha、畑が693、合計の5,907haとなっております。

それと、その上の遊休農地面積については、先ほど申しましたように、0.4haを国のほうに報告をしている状況です。

それと、その下のほうが農業委員会の現在の体制、任期が来年の7月19日までになっております。その場合に改選ということになりますけれども、白石町農業委員会におきましては、今回の改選までは現体制でよろしくということで、先ほど事務局からも申しましたように、白石町内の集積率、個人の担い手さん、それと集落営農組織、そういうところでカバーしている農地は、加入農地は集積されているというみなし方になっておりまして、90以上になってます。95ぐらいの集積率であります。それが一つ。それと、遊休農家の比率ですね。0.01ということで、2つとも要件をクリアしましたので、現行の体制でいくということになっております。

12ページ目でございますけれども、現状、担い手への農地の利用集積。先ほど申しましたのと同じ数字で、現状の集積面積1,798ha、集積率が30.4%。

それと、その下のほう、28年度の目標及び活動計画ということで、新規の集積面積を前年同様50haとして計画をさせていただきました。

それと、活動計画につきましても、JAさが円滑化団体、それと農地中間管理

機構等の関係機関と連携を図りながら利用調整を行っていくということで書いております。

それと、その下のほう、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、昨年度、3経営体の方が新規に参入をされております。それで、その面積が5.8haでございますけれども、28年度においても後継者育成ということ、新規参入もしていただきたいと思っておりますけれども、目標といたしましては、2経営体を28年度の目標ということで書いております。

それと、13ページでございますけれども、遊休農地に関する措置でございます。

これも先ほどの数字と一緒にございますけれども、遊休農地が0.4ha、お一人さん2筆ございます。それで、この分を本年度解消したいということで、下のほうの目標にこの面積を書かせていただきました。

それと、活動計画でございますけれども、従来どおり夏場と冬場に農地パトロールを行っていくということで書いております。

それと、下のほうが違反転用への適正な対応、現在違反転用面積ゼロということでここを書かせていただいておりますけれども、先ほど申しましたように、地域のほうでそういうふうな方がいらっしゃった場合は、適宜ご指導をお願いするというところでよろしく願いをいたします。

以上、この内容につきましてご承認いただきましたら、6月末までに国のほうに計画書を提出するようになっておりますので、白石町農業委員会の計画として国に提出をさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

何かご意見ございませんか。

○番 8ページの農地面積の1町歩減っているけど、5,906。

事務局 すみません、8ページの一番上のほうの農地面積5,906でございますけども、5,907に訂正をお願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

○番 すみません、ちょっとわからないので教えてください。

11ページの耕地面積ですけれども、真ん中の表で耕地面積、一番右側の計のところと5,936、経営耕地面積5,662、遊休が0.4と、最終的に5,907と耕地台帳面積がなっています。例えば、こういうときに非農地設定とかなった場合は数字がずっとなくなっていくと思いますが、その数字はどこに……。見方です。それお願

いします。

事務局　まず、耕地面積、ここの下のほうに米印でずっと書いてございます。次に、作付面積統計、それから下のほうは農業センサス、ずっとあります。これはもうその数字を出しております。今回非農地として処理をいたしますと、一番下の農地台帳面積のところが変わってまいります。この畑がその分、要するに非農地として処理しますので、畑の分が減少いたします。

○番　もう一つ関連なんです。

非農地になると、私も農地パトロールでずっと回らせていただいたんですが、回ってるところの現状としては、そんなに例えば林道とかがちょうど町の林道になっている場合が多いので、そんなに私の回ったところは変化がなくて荒れてもいなかったんですが、例えば非農地にずっとどんどんどんふえていくと、どんどんと言っても今回16、7haですけど、なっていた場合に、町道でない林道のところも今回回られたところもあるのかな。私有の私有地ばかりあるところの林道がありますよね。それどうですかね。そういうようなところはあったかもしれませんが、そういった場合に例えば今回これだけ非農地になりましたけど、今ずっと高齢化をしているから、自分の山がどこにあるのかわからないとか、それから代がかわってこういうのがあったのかとかなってくる。今、例えば課税をされていて、請求が来たりしているので、ああ、そんなのかぐらいでいいですが、だんだんこういう状況になってくると、全然わからなくなってしまうと、もちろん林道とかそういう通り道がなくなったり、入れなくなったりとか、いろいろ荒れてくる可能性もあるのかなとちょっと心配をしています。そういうことについて、今後、今は現状としていいかもわかりませんが、台帳からどんどん消えていって、でも今後、やっぱり白石の山が耕地面積の全体を占めている山がどのぐらいあるのか、7、8%あるのかどうかわかりませんが、どういうふうにご考慮されるのか、その辺をお願いします。

事務局　〇〇委員さんが今おっしゃられたように、山のほうは自分の土地がわからないという人もかなりふえてきておりますので、非農地、農地パトロール等行きましたときに、地域の関係者の方に地域の確認をしてもらっておりますけども、そういうときにその方たちももう高齢化してわからなくなっておられますので、早い時期に農地の判断というのをしなくちゃいけないんですけども、山が荒れていくのはもう仕方ないって言ったらいけませんけども、現状としてそういうふうな状況になっておりますので、税金のほうの課税のほうは現況課税ですので、山林で多分課税をされてると思います。うちの山はどこかなってというような問い合わせがあったときに答えられるような台帳の整備もうちのほうはしていかななくちゃいけないんですけども、山の取り扱いについては、ちょっとなかなか農業委員会でも厳

しいなあというふうに思っております。

議長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、ないようですので、採決に入ります。
議案番号第134号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
これも全員賛成と認め、議案番号第134号は当委員会で承認することに決定をいたします。

10. 農地の「非農地」判断について
議案番号第135号

議長 続きまして、議案番号第135号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第135号農地の「非農地」判断についてご説明をいたします。

1ページから10ページまでございます。

それで、本年2月に農地パトロールを実施していただきまして、白石地区有明地区樹園地跡について現地の状況を見て、今回非農地処理について農業委員会の議決をいただきたいということで提案をさせていただいております。

字毎に集計しておりますので、それに基づき説明させていただきます。まず1ページ目、白石地区の大字大渡が11筆ございます。それで、面積が12,501㎡です。それと、鳥ノ巣、これは2筆です。2,577㎡。それと、湯崎、これも2筆、415㎡。

それと、3ページのほうをごらんいただきたいと思います。3ページでございます。

川津、これが29筆ございまして、面積が26,041㎡、それと馬洗の上黒木、4筆ございます。面積が2,860㎡。同じく馬洗の道祖谷、これが7筆ございます。9,831㎡。

5ページをごらんいただきたいと思います。

大字堤の船野山でございますけれども、44筆ございます。それと、面積が40,350㎡。白石地区が筆数で99筆、合計面積が94,575㎡でございます。

続きまして、有明でございますけれども、6ページです。

大字坂田の坂田山、7筆、13,813㎡。同じく坂田の坂田笹山でございますけれども、3筆、994㎡です。

7ページをごらんいただきたいと思います。

同じく坂田の坂田横山でございますけれども、15筆、21,503㎡。

それと、8ページをごらんいただきたいと思います。

この大字深浦です。深浦笹山、35筆ございます。面積が21,992㎡。同じく深浦の平山、これ3筆です。2,614㎡。

それと、9ページをごらんいただきたいと思います。

まず、深浦の東山、これ3筆、1,153㎡。同じく深浦六通寺、2筆、525㎡。それと、同じく深浦の深浦笹山添、6筆ございます。1,563㎡。同じく深浦の渡り平、2筆です。1,176㎡。同じく深浦の道祖、2筆、4,092㎡。それと、深浦の坊ヶ谷、1筆、1,952㎡。

それで、有明地区が合計で78筆、面積の合計が71,377㎡でございます。合計が白石と有明合わせまして、10ページでございますけれども、筆数177筆、面積が165,952㎡となっております。

以上、今回の2月の農地パトロールの結果に基づきまして、この分の非農地の事務処理をさせていただきたいと考えております。

なお、議決をいただきますと、個人さんに先ほどの資料にございました事前の通知書、それから非農地の通知書を送付をいたす予定でございます。

議長 先ほど休憩のときに副会長のほうから説明がありましたように、この関係者だけ集まって説明をしたらどうかということでしたけど、それはそれでいいでしょうか。

○番 一番いいと思います。この前の我々のパトロールのときは、議長さんもおられたように、とにかくもうここ0.4haが載っているでしょう。我々管轄の〇〇にあります。ただ行って我々がこうやって見るだけではいけないので、立ち会いみたいに来てもらって。そういうふうにしたほうがかえってよいのではないかと思います。

議長 この非農地としてのそれでいいでしょうか。

(質問、意見なし)

事務局 先ほど副会長さんのほうからお話しいただきました。関係者の説明会で説明をさせていただくことにいたします。一応田植え後が早苗祝ぐらいの時期、田植え後ですね。早苗祝ぐらいの日程で段取りをさせていただきたいと思います。そう

ということで、非農地の準備については進めてまいりますので。

○番 ○番の〇〇ですけど、寄ってお話をするということでもいいと思います。その後、もしこの登記をする場合に、代行登記とかもできないですか。自分でしたくないという人も多いみたいです。代行登記をしてまで親切にしてあげたら結構いくのではないかなと思いますけども、以上です。

事務局 耕作放棄地全体調査が平成20年、国の国策でありました、全国一斉に。そのときも農政局のほうで説明会があって、当時もかなり今のようなご意見ございました。国のほうは個人さんでお願いしますと。職権登記ではできないというところでもございました。それで、今回の農地パトロールに基づくこの今の処置でございますけれども、職権ではできません。確かにやっぱり個人さん、20年の全体調査のときにも約17、8haの非農地の通知をやっています、農業委員会のほうから。まず、個人さんで地目変更登記をされている方はいらっしゃらないかなあ。おられても数名さんかなという気がいたします。

それで、今回今確かに職権でできれば簡単な登記です。それで、ひな形、こういう申請書になりますというようなひな形はお知らせできると思います、登記申請書の。職権ではできません。

○番 職権じゃなくて、例えば代書屋さんとかなんとかにお願いをして、そういうふうな代書屋さんだったら金取っていいです。そういったのを職権じゃなしに何かの形でしないと、ちょっとそんなことできるものかという人が多いようだったので。もしよかったら……。

役場にしてほしいと言っているわけではない。何かできないかなあということ。

事務局 司法書士に頼んでですね。費用がかかります。

○番 いや、それはどうしようもない。

事務局 そういうことをご了解いただければ……。

○番 だから第1段として、今役場からこういうひな形がありますよとひな形案を出す。そしてそれで終わらないで、自分でできないなら代書さんがいらっしゃるよと。

司法書士さんもいらっしゃるので、そこぐらいまで説明をしないといけないうかなあと思うんですけどね。

事務局 その手続については、主は土地家屋調査士になりますけれども、こういうことで頼んだらいいですよとか、それはもう当然お話しできますので、はい。

○番 そういう山関係は、もうひいじいちゃんの名義とか、ひいひいじいちゃんの名義というのがかなりありますよね、見ていると。それを登記しようとしたらひいじいちゃんではできないわけでしょう。そのときにやっぱりこの相続登記をしないとイケない。そうなるとする者はいないのではないか。2回目ぐらいにはできると思うけど。そのあたりのところも含めて、ある程度親切にしてやらないと、この登記は恐らくできないのじゃないのかなあと思いますけど。

事務局 相続関係が絡んできますと、登記をする準備にも何十万円というような費用、時間がかかりますので、この個人の方にそこは判断して、もうそこまではしないという人もいらっしゃるかもわかりません。その判断は個人さんにお任せするしかないんですけども、こういう準備から登記までの流れとしてはこういうことがありますよっていうのはそういう説明会の折に説明をしまして、ご理解をしていただくように取り扱いをしていきたいと思えます。

事務局 それで、先ほども申しましたように、私も山の中が初めてで、図面を見ても状況がよくわかりません。それで、事務局に図面があります。それで、ここもそうじゃないだろうとか、漏れがある可能性ございますので、何かお問い合わせ、もしくはここはどうなのかと思うところがあられた場合は、事務局のほうに地図もございまして、教えていただきたいと思えます。各戸全部網羅する必要がありますが、十分に整理が出来ていない所もあります、もしそういうお気づきなところがございましたら、事務局のほうに話をさせていただくようにお願いします。

議長 それでは、採決に入ります。
議案番号第135号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
全員賛成と認め、議案番号第135号は当委員会で承認することに決定をいたします。

議長 これで全議案が終了いたしましたので、続いて報告に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1. 合意解約の報告
2. 農地法第4条の規定による届出について
3. 農地法第5条許可指令書の取消願いについて
4. 形状変更届出について

議長 続きます、業務連絡に入ります。
事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

1. 第7回農業委員会総会の日時及び場所
2. その他
 - ・議案書の配布方法について
 - ・農地パトロールについて (事前連絡)

議長 これをもちまして本日の総会を閉じさせていただきます。
どうもお疲れでございました。

閉会時刻 11時27分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第18条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員